

10月から障害者自立支援法による

サービスが変わります



今年の4月から障害者自立支援法の

一部施行により、身体障害、知的障害、精神障害のどの障害の人も共通のサービスを受けられるようになりました。

そして、10月からは、全面施行となり次のようにサービスの仕組みが変わります。

1. 新しいサービスの体系

(大きく次の5つに分かれます)

① **介護給付**・・・障害の程度が一定以上の方に、生活上、療養上の必要な介護を行います。

・居宅介護(ホームヘルプ)・児童デイサービス・重度訪問介護・短期入所(宿泊)・行動援護・重度障害者等包括支援・療養介護・共同生活介護(ケアホーム)・生活介護・施設入所支援

② **訓練等給付**・・・身体的、社会的なリハビリや、就労につながる支援を行います。

・自立訓練(機能・生活)・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助(グループホーム)

③ **自立支援医療**・・・これまでの更生医療、育成医療、精神通院医療です。
※対象となる疾病、症状等が定められています。

※平成18年4月から実施しています。

④ **補装具**・・・対象になる補装具が一部変更になります。

⑤ **地域生活支援事業**・・・市の特性や利用者の状況にあわせて行う事業です。
・相談支援・コミュニケーション支援事業・日常生活用具の給付・移動支援
・地域活動支援センター・日中一時支援(短期入所の宿泊なし) など

※この事業は、10月以降準備が整い次第、順次開始していきます。ただし、現在利用している方があるものについては、10月から実施します。

※日常生活用具の対象品目は、一部変更になります。

2. 利用方法

① **介護給付**・② **訓練等給付**

利用を希望される方は、市社会福祉課に申請をしていただき、利用者の調査を行い、障害程度区分の認定後、支給決定を行います。その後、利用を希望するサービス提供事業者の契約を結び、利用していただきます。

③ **自立支援医療**

・更生医療・・・利用を希望される方は、市社会福祉課(又は市民窓口室)へ申請をしていただき、書類を審査

し決定します。

・育成医療・・・利用を希望される方は、県保健所へ申請をしていただき、書類を審査し決定します。

・精神通院医療・・・利用を希望される方は、市社会福祉課(又は市民窓口室)へ申請をしていただき、県で書類を審査し決定します。

④ **補装具**

利用を希望される方は、市社会福祉課(又は市民窓口室)へ申請をしていただき、書類を審査し決定します。(これまでの申請方法と同じです。)

⑤ **地域生活支援事業**

利用を希望される方は、市社会福祉課(又は市民窓口室)へ申請をしていただき、書類を審査し決定します。利用できる事業所等は、市と契約をしている事業所が基本となりますが、ご希望があればご相談下さい。

3. 利用料

① **介護給付**・② **訓練等給付**

原則は1割の自己負担になりますが、世帯の所得に応じて月額上限額が決まっております。負担が重くなりすぎない仕組みになっています。また、利用するサービスや、本人の収入、預貯金残高

等により、減免等もあります。

③ 自立支援医療

原則は1割の自己負担になりますが、利用者の加入されている保険単位の世帯の所得に応じて月額上限額が決まっております。負担が重くなりすぎない仕組みになっています。また、疾病、症状等が「重度かつ継続」に該当する場合は、月額上限負担額を低く設定されます。

④ 補装具

原則は1割の自己負担になりますが、利用者の世帯の所得に応じて月額上限額が決まっております。負担が重くなりすぎない仕組みになっています。

⑤ 地域生活支援事業

利用される事業により自己負担額は異なりますので、社会福祉課へお問い合わせ下さい。

4. その他

① 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮などは、10

月以降、平成24年3月までの間に、各事業所が方針を定め、新体系のサービスへ移行することになります。

各事業所が方針を定め、新体系のサービスへ移行することになります。

各事業所の移行が明らかになった時点で、市社会福祉課へ申請していただき、障害程度区分の認定によって利用の可否が決定します。

② これまでは、補装具でストーマの申請をしていたいておりましたが、10月以降は、日常生活用具となります。なお、利用者負担額は、補装具と同様の取扱い（原則1割負担）です。また、交付については、これまでどおり1回の申請で、2ヶ月単位を最大6ヶ月分まで一括交付できます。

③ 同一の世帯で、複数の方がサービスを利用している場合には、高額障害福祉サービス費が給付（償還払い）されます。

④ この資料は、国や県から9月5日現在の情報を基に、作成したものです。今後、国や県の方針に修正や変更があった場合は、内容が異なる場合もありますので、ご了承下さい。

○問合せ

社会福祉課・障害福祉グループ
(玉造庁舎)

☎ 0299-551-0111



100歳達成者の6人を祝う

坂本市長が訪問

9月18日の「敬老の日」にあたり、当市では高齢者の方々に長寿祝い金を贈りました。市内では100歳以上は9名となり、最高齢は行方市籠田の『久保田あさ』さんで、105歳になります。

対象者は、本年度末までに88歳と100歳になれる皆さんです。内訳は88歳が141人、100歳が6人の合計147人となっています。100歳達成者の中には、新聞を隅々まで熟読される方や、車の運転を容易にこなす方など元気な姿にびっくりです。

顔に刻まれたシワは、長い年月を旅した証であり、そのおらかな笑顔で訪問に応じてくれました。また、100歳の「荒井さと」さん



100歳を迎える関戸運喜さんと坂本市長

○100歳達成者（敬称略）

- ・喜古ハツヨさん(玉造甲)
- ・関戸フクさん(麻生)
- ・荒井さとさん(麻生)
- ・関戸運喜さん(籠田)
- ・今泉こうさん(宇崎)
- ・額賀まささん(山田)

